

解

說

解 説

一 明治二十六年 文部大臣井上毅 問目一則(字音仮名遣いに関する諮問)

この「問目一則」は、明治二十六年、文部大臣井上毅が、児童にとって学習するのに難しい歴史的な字音仮名遣いを、普通教育に用いることの可否を、当時の帝国大学文科大学と第一高等中学校に諮問したものである。

ここでは、まず、教育のためには文字の学習をなるべく簡便にする方法を考えなければならぬこと、仮名はその点悉曇しつたん(古代インド語の字母)やアルファベットよりもはるかにすぐれた文字であること、しかし、実際には、一方に漢字の音を写すのに古くからその正音に基づく字音仮名遣いというものがあるが、簡便なはずの仮名の学習を困難なものにしていることなどを述べ、普通教育で歴史的な字音仮名遣いを学ばせることの可否を、次のように、問題点五か条を掲げて、諮問している。

一 漢字音を写すために、例えば「様」を「やう」、「要」を「えう」、「用」を「よう」と書き表すような、専門家でなければ精通しにくい特別な仮名遣いを学ばせることは、簡便さ

のゆえに仮名を使うという趣旨に反するものではないか。それならば漢字を書いて済ませておく方がまだよいのではないか。しかも、古くから伝えられた漢字音も、今の中国音から離れており、中に誤りが含まれている可能性もあるとすればなおさらである。

二 漢字音を写すために、例えば「てふ」(蝶)、「はふ」(法)、などと書き、それをチヨウ、ホウと読むのは、漢字音のために自国の仮名の正音を曲げるものというべきではないか。

三 「困ず」を「こうず」、「柑子」を「こうじ」と書くなど、和音化したものの場合、発音のままに仮名を使うのが例となっている。一般の漢字音でも旧来の仮名遣いにこだわる必要はないのではないか。

四 字音仮名遣いといっても、本来存在したはずの「き」と「くゐ」、「け」と「くゑ」などの区別は取り入れられておらず、元々不完全なものではないか。

五 反対に、字音仮名遣いには、「ん」と「む」の区別など、本来存在したかどうか疑わしいものまで取り入れられているのではないか。

この諮問に対して、明治二十七年に、帝国大学文科大学教授栗田寛、同黒川真頼、同物集高見、同助教三上参次、第一高等中学校教授落合直文、同高津鎌三郎の六名から、それぞれ答申が出された。そのうち、普通教育のために字音仮名遣いを簡易化する必要があるとしたのは、三上参次、高津鎌三郎の二名、従来どおりの字音仮名遣いを授けるべきであるとしたのは、黒川真頼、物集高見、落合直文の三名であった。栗田寛は、字音語は漢字で書くことを原則とし、やむを得ず仮名書きにするときは、法によらずに、各自の思うままに書かせるのがよからうとした。

本集所収の本文は、文部大臣官房図書課刊『臨時仮名遣調査委員会議事速記録』（明治四十二年一月）によった。

二 明治三十三年八月 文部省令第十四号 小学校令施行規則中教授用新定字音仮名遣いに関する規定

これは、文部省が明治三十三年八月二十一日に出した省令第十四号小学校令施行規則の中の規定で、小学校教育で用いられる歴史的仮名遣いのうち、児童にとって特に学習困難と思われる字音仮名遣いだけを表音的に改めたものである。なお、新旧の仮名遣いの対照表は、施行規則中、その第二号表として掲げられている。

明治三十年代に入ると、国語問題の解決が教育界をはじめ各方面から強く要望された。そうした中で、文部省は、明治三十三年四月、八名の国語調査委員（委員長前島密）を任命し、国語調査の方針を立てるための予備調査を開始した。文部省はまた、同じ年、普通教育を推進する立場から、小学校令が改正されることになったのを機に、小学校教育に用いる文字の簡易化を図ることとし、これについて藤岡勝二、保科孝一、岡田正美の三名の調査立案したものを高等師範学校その他に諮問し、大多数の賛成を得た。そこで文部省は、小学校教育に用いる表音的な字音仮名遣いの新定、仮名と仮名字体の統一、漢字の範囲の設定などを、明治三十三年八月二十一日付けの省令第十四号小学校令施行規則の中で行った。なお、この小学校令改正の趣旨を徹底させるために、文部省は、各道府県に対して、同年八月二十二日、文部省訓令第十号及び同第十一号を出している。

新定の字音仮名遣いの特色は次のとおりである。

- ① 適用を小学校教育だけに限り、中等教育や一般教育には及ぼさない。
- ② 改定を字音仮名遣いだけに限り、国語仮名遣いには及ぼさない。
- ③ 「あ、ゑ、を」は「い、え、お」とする。
- ④ 「くゑ、ぐゑ」〔券、源〕などを古く「券、源」などと書き表した

ことがあった。)は「け、げ」とする。

⑤ 「くわ、ぐわ」と「か、が」、「ぢ、じ」と「じ、ず」の区別を廃して、「か、が」「じ、ず」に統一する。ただし従来 of 慣例に従ってもよい。

⑥ 拗音ようおんを書き表すには、「や、ゆ、よ」を右側下に細書する。

⑦ 長音を書き表すには、「ー」を用いる。(例「太郎」たろう「勉強」べんきょう)
⑧ 撥音はっおんの「む」は「ん」とする。

この字音仮名遣いは、明治三十四年四月から、小学校教育で実施された。これについては、実施以来、国語仮名遣いとの関係、長音を書き表す場合の「ー」の使用、中等教育や一般社会における仮名遣いとの関係などが問題となった。そこで文部省は、明治三十八年に国語仮名遣いをも表音的なものに改定する案を作成して国語調査委員会、高等教育会議等に諮問し、更に明治四十一年に別の案をもって臨時仮名遣調査委員会(明治四十一年五月設置)に諮問するなどして、対策に努力した。(本集の三、四、五を参照)しかし、最終的な意見の一致が得られないまま、明治四十一年九月に小学校令施行規則から字音仮名遣いなどに関する規定が削除され、字音の仮名遣いは明治四十三年度の教科書から旧に復することになった。

本集所収の本文は、明治三十三年八月二十一日の「官報」によった。

三 明治三十八年二月 国語仮名遣改定案等(国 文部省)

語調査委員会及び高等教育会議への諮問)

これは、文部省が明治三十八年二月国語調査委員会に、更に同年三月高等教育会議に諮問したもので、「国語仮名遣改定案」「字音仮名遣ニ関スル事項」(参考)国語仮名遣改定別案」から成っている。

明治三十三年の字音仮名遣いの改定以来、国語仮名遣いにも同じように学習に困難なものが多いこと、国語仮名遣いが従来のままで字音仮名遣いだけ表音的であることは教育上不便であることなどの理由から、教育者の間で、国語仮名遣いも改定した方がよいとの意見が強かった。そこで、教科書調査委員会(明治三十七年設置)は、国定教科書の修正に際して、仮名遣い問題の解決が先決条件であるとして、国語仮名遣いについて同会のまとめた「国語仮名遣改定案」と、この改定に伴って明治三十三年の字音仮名遣いについて改正が必要になる点をまとめた「字音仮名遣ニ関スル事項」とを文部大臣に報告した。一方、文部大臣官房図書課では、これに対して別に「国語仮名遣改定案」を立案し、教科書調査委員会に提出したが、同会では多数の賛成を得るに至らなかった。そこで文部省は、教科書調査委員会の「国語仮名遣改定案」と「字音仮

名遣ニ関スル事項」とを本案とし、図書課が立案した「国語仮名遣改定案」を別案として、明治三十八年二月に国語調査委員会(明治三十五年三月設置)に、更に同年三月に高等教育会議(文部大臣の諮詢機関、明29・12・18)大2・6・13)に諮問することとした。なお、この案については、ほかに各府県師範学校や帝国教育会(明治二十九年発足の全国的な教育団体)にも諮問し、また知名の文筆家や教育家など四十八名にも意見を求められている。

諮問の「本案」の特色は次のとおりである。

- ① 口語、文語ともに適用する。
- ② 現行の国定小学校教科書大修正の際に実行する。
- ③ 明治三十三年改定の仮名遣いが小学校教育だけに限られていたのに対して、中等教育にも実施する。
- ④ 明治三十三年改定の仮名遣いが字音だけに適用されていたのに対して、字音にも国語にも適用する。
- ⑤ 「お、ゐ、ゑ」は「を、い、え」とする。ただし、ヨと発音する「ゑ」(例「酔ふ」)は「よ」とする。(五十音図も、ア行の「お」は「を」に、ワ行の「ゐ、ゑ」は「い、え」に改める。)
- ⑥ ワ、イ、ウ、エ、オと発音する「は、ひ、ふ、へ、ほ」は「わ、い、う、え、を」とする。(助詞「は、へ、さへ」を含む。)ただし、オ列の仮名の次にある「ほ」(例「大きい」)は「ー」とする。

⑦ オと発音する「ふ」(例「仰ぐ」)、ユと発音する「ふ」(例「教ふ」をオシユと発音する場合)、エと発音する「う」(例「植う」をウエと発音する場合)は、それぞれ「を」「ゆ」「ゆ」とする。

⑧ 「くわ、ぐわ」「ぢ、づ」は、「か、が」「じ、ず」とする。ただし、国語の、二語連合、同音連呼で濁る「ぢ、づ」は元のままとする。(例「鼻血」「月月」「縮む」「続く」)

⑨ 拗音を書き表すには「や、ゆ、よ」を右側下に細書する。

⑩ 長音を書き表すには「ー」を用いる(例「峠」)ただし、用言の活用語尾及び助動詞に当たる部分の長音には「う」を用いる。(例「遊ぼう」)

⑪ 撥音の「む」は「ん」とする。

また諮問の「別案」の特色は次のとおりである。

① 「本案」で「わ、い、う、え、を」とするとしたハ行の仮名のうち、「思ふ」のように動詞の活用語尾に現れるもの、また助詞の「は、へ、さへ」に現れるものは、元のままハ行の仮名で書き表すこととした。

② 長音の書き表し方について、「本案」で用言の活用語尾や助動詞に当たる部分の長音は、「う」を用いて「給う」「遊ぼう」などとしたのに対して、これを元のまま「給ふ」「遊ぼう」などとした。

「別案」は、用言の活用語尾、助動詞、助詞などの仮名遣いに変化を及ぼさないことを特徴とする一種の折衷案で、右の①②以外は「本案」と大体同じである。

本集所収の諮問「本案」、同「別案」の本文は、明治三十八年三月二十五日の「官報」によった。

〔参考一〕 国語調査委員会ニ於ケル文部次官演

述

これは、明治三十八年三月三日に開かれた国語調査委員会で、文部省の諮問した「国語仮名遣改定案」「字音仮名遣ニ関スル事項」(参考)国語仮名遣改定別案」について、文部次官がその趣旨を説明したものである。

本集所収の本文は、明治三十八年三月八日の「官報」によった。

〔参考二〕 国語仮名遣改定案並字音仮名遣ニ関

スル説明大要 (高等教育会議における

主任者の説明)

これは、明治三十八年三月二十一日に開かれた第九回高等教育会議の席上、文部省の諮問した「国語仮名遣改定案」「字音仮名遣ニ関スル事項」(参考)国語仮名遣改定別案」について、主任者が行った説明である。

「国語仮名遣改定案」(本案)については、まず、これが、明治三十三年に改定された字音仮名遣いの精神を国語仮名遣いにも及ぼしたものであるとして、主な条項について具体的な説明を加えている。続いて、今回の案が、明治三十三年の字音仮名遣いと違って、口語にも文語にも適用するものであること、また小学校教育だけでなく中等教育にも適用するものであることについて、説明している。

次に、「国語仮名遣改定別案」について、これが文部省図書課の立案したもので、教科書調査委員会では多数の賛成を得るに至らなかったが、一種の折衷案として参考のために添付した旨説明している。

最後に、「字音ニ関スル事項」に触れ、明治三十三年の字音仮名遣いのうちで今回の改定に伴って改正が必要になった点、またこれを機会に補正を加えることになった点などについて、説明している。

本集所収の本文は、明治三十八年四月十三日の「官報」によった。

四 明治三十八年十一月
国語調査委員会

仮名遣諮問ニ対スル答

申

これは、明治三十八年二月文部省が諮問した仮名遣いの改

定案に対して、同年十一月二十一日国語調査委員会の行った答申である。

国語調査委員会では、既に明治三十五年四月以来、字音や国語の仮名遣いの改定について根本的な調査を進めていた。そこへ、明治三十八年二月二十七日に、文部省から「国語仮名遣改定案」等の諮問を受けたので、二十一回の会議を開いて慎重に討議した後、同年十一月二十一日、諮問案の修正案である「国語仮名遣改定案字音仮名遣ニ関スル事項ノ修正案」のほか、「議事及整理上ノ主要ナル事項及新旧仮名遣対照表」を添えて、詳細な答申を行った。なお、これには、この仮名遣い改定を実行するときには「簡易ナル口語文法（本会ニテ目下調査中）及新旧仮名遣対照語彙（文部省図書課ニテ目下調査中）ヲ前以テ若クハ同時ニ御発表相成候様」という希望が付記してある。

国語調査委員会の答申案が諮問の「本案」と相違する点は、次のとおりである。

① 諮問案で口語、文語ともに適用するとしているのに対して、答申案では、国語仮名遣いについては口語にだけ適用することとした。なお、小学校における文語教材の取扱いに關しては次の方針によることとした。

(一) 文語は尋常小学校第三学年の後半から教科書に提出して読み習わせる。

(二) 文語体の文章を書かせることは高等小学校第一学年（今の小学校五年）からとする。

② 諮問案で「お」と「を」を「に」に統一したのに対して、「お」に統一した。ただし、助詞の「を」は元のままとした。

③ ワ、イ、ウ、エ、オと発音するハ行の仮名について、諮問案で「は」を「と」したのに対して、「お」とした。また、諮問案で助詞の「は、へ、さへ」を「わ、え、さえ」としたのに対して、「わ、え」を本則とした上で、「は、へ」を許容した。（「さへ」は「さえ」）

④ ユと発音する「ふ」、ユと発音する「う」については両案とも同じであるが（「新旧仮名遣対照表第一号甲」を参照）、オと発音する「ふ」は、諮問案で「を」としたのに対して、「お」とした。（例「仰ぐ」）

⑤ 「ぢ、づ」について、諮問案で国語の二語連合、同音連呼で濁るものを元のままとしたのに対して、国語の二語連合、同音連呼及び字音の連濁で濁る「ぢ、づ」をすべて元のままとし、更に呉音で濁る「ぢ」（例「地震」）も元のままとした。

⑥ 拗音、促音の書き表し方について、諮問案で「や、ゆ、よ」「つ」を右側下に細書することとしたのに対して（ただし「つ」については語例中で示してあるだけ）、「や、ゆ、よ」「つ」を細書せず、特に区別を要する場合に細書するか、傍線な

どの符号を施すことを許容した。外来語の場合は右側下に細書するのを正則とした。

⑦ 長音の書き表し方について、諮問案で「ー」を用い、用言の活用語尾と助動詞に当たる部分では「う」を用いるとしたのに対して、「あ、い、う」を用いるのを正則とした(例「遊ぼう」)。「ー」を用いるのを許容した。また、外来語には「ー」を用いるのを正則とし、「あ、い、う」を代用するのを許容した。なお、ウ列の拗音の長音はイ列の仮名に「う」を付けて書き表し(例「舅」)、これに「ー」を用いる場合はイ列の仮名に「ゆ」を付けて書き表す。(例「舅」)

⑧ 「とを」「十」「おほ」「大」「いふ」「言」などの書き表し方について、諮問案でそれぞれ「と」「を」「い」「う」としたのに対して、「とう」「おう」「いう」「ゆー」を許容とした。

(②③⑦を参照)

⑨ 諮問案では触れていないが、「撃」「学」などのようないわゆる入声の字音が促音に変わる場合は、原音のまま書くのを正則とした。ただし、「げつ」「がつ」などのように転じた音に従って書くのを許容した。

文部省の諮問に対しては、この国語調査委員会の答申のほか、各府県師範学校、帝国教育会からも答申があった。(本項の「付一」「付二」を参照) 一方、諮問直後の明治三十八年三月二十四日付けの高等教育会議の答申は、「……重要ノ問題ナ

ルヲ以テ十分講究ノ必要アリ依テ他日ヲ俟チテ更ニ諮問アラソコトヲ望ム。」(明治三十八年三月二十七日「官報」)というものであった。そこで文部省は、この国語調査委員会の答申を原案として、明治三十九年十二月改めて高等教育会議に諮問したところ、同会議は大多数をもってこの案を可決するに至った。しかし、明治三十八年の文部省の諮問を機に、これに対する賛否両論が世の中に大いに起り、また貴族院の一部に反対意見があったため、政府はこの案を実施に移すことをやめ、更に研究を続けることとした。

本集所収の本文は、文部大臣官房図書課『仮名遣諮問ニ対スル答申書』(明治三十八年十二月)によった。なお、「国語仮名遣改定案ノ修正案」の中で各条にわたって示してある語例は『答申書』の編者の補ったものであること、また、「字音仮名遣ニ関スル事項ノ修正案」は単に「新旧仮名遣対照第一号表字音ノ部ヲ参照スヘキ」ことを付記したものにすぎないので同書では省略してある旨の付記がある。

「付一」 仮名遣ノ諮問ニ対スル府県師範学校

(六十校) 答申ノ梗概

これは、明治三十八年の文部省の仮名遣いに関する諮問に対して府県師範学校の出した答申を、文部省がまとめたものである。答申した学校は六十校で、そのうち仮名遣いの改定

に賛成したものが五十一校、「延期スベシ」「研究ヲ要ス」「改定不可」としたものが合わせて九校であった。なお、改定に賛成した五十一校のうち、諮問の「本案」に賛成のもの二十五校に対し、「別案」に賛成のものが二十四校であったことは、用言の活用語尾の仮名遣いを元のままにしておくことを希望したものが少なくなかったことを示している。(他の二校は「或程度マテハ別案ニ賛成」)

本集所収の本文は、文部大臣官房図書課『仮名遣諮問ニ対スル答申書』(明治三十八年十二月)によった。

〔付二〕 仮名遣ノ諮問ニ対スル帝国教育会ノ答

申

これは、明治三十八年の文部省の仮名遣いに関する諮問に対する帝国教育会の修正意見である。

帝国教育会は、明治三十八年五月五日に前島密、上田万年、芳賀矢一、大槻文彦、保科孝一など三十名を調査委員に委嘱し、八回の討議の後、同年十一月六日付けで答申した。帝国教育会の答申案が諮問の「本案」と相違する点は、次のとおりである。

① 諮問案で口語、文語ともに適用するとしたのに対して、国語仮名遣いについては口語にだけ適用するとした。教科書に用いる文語の国語は従来の仮名遣いにより、文語の作

文には改定仮名遣いによって書くことを許容した。

② 諮問案が「お」と「を」を「を」に統一したのに対して、「お」に統一した。ただし助詞の「を」は元のままとした。

③ オと発音する「ほ」は、諮問案で「を」としたのに対して、「お」とした。

④ オと発音する「ふ」は、諮問案で「を」としたのに対して、「お」とした。(例「あ仰ぐ」)なお、諮問案で触れていたユと発音する「ふ」、ユと発音する「う」については、答申案で触れていない。

⑤ 「ぢ、づ」については、諮問案と異なり、例外なく「じ、ず」とした。

⑥ 長音については、諮問案と異なり、例外なく「ー」で書き表すこととした。(例「峠とが」「遊あそばー」)

⑦ 「とを」「十」「おほ」「大」「いふ」「言」などの書き表し方について、諮問案でそれぞれ「とー」「をー」「いふ」としたのに対して、「とー」「おー」「ゆー」とした。

なお、帝国教育会は、明治二十九年に組織された、全国的な教育団体で、他の公的機関とは性格を異にするが、同会の仮名遣い案は、明治三十八年の文部省の諮問に対する答申案であり、また例外を少なくして表音主義に徹した典型的な案として、参考の価値あるものと考えて、本集に収録することとした。

本集所収の本文は、文部大臣官房図書課『仮名遣諮問ニ対スル答申書』（明治三十八年十二月）によった。

五 明治四十一年五月 仮名遣ノ件（臨時仮名遣調査委員会）

文部大臣 査委員会への諮問

この「仮名遣ノ件」は、文部省が明治四十一年五月二十九日に臨時仮名遣調査委員会に諮問したもので、「第一章字音仮名遣ニ関スル事項」、「第二章国語仮名遣ニ関スル事項」と「理由書」から成っている。

明治三十八年十一月に答申された国語調査委員会の仮名遣い案は、翌三十九年十二月の高等教育会議で可決されたが、貴族院の一部などに反対意見があったため、政府はそれを実施に移すに先立って更に研究することとし、そのために明治四十一年五月二十三日臨時仮名遣調査委員会を設置した。文部省がこの委員会に諮問した「仮名遣ノ件」は、文部大臣官房図書課で文部書記官渡部董之介などが起案したものである。その特色は次のとおりである。

① 「本案ノ仮名遣ハ文部省ニ於ケル教科書検定及ヒ編纂ノ場合ニ之ヲ許容スルモノ」とした。この許容案的取扱いは、先の、「文法上許容スヘキ事項」（明治三十八年）の例にならったもので、仮名遣いの取扱いとしては最初の試みである。

② 発表の形式は勅令による見込みである。

③ 中等教育にも実施する。

④ 文語、口語ともに適用する。

更に字音については、

⑤ 「ゐ、ゑ、を」は「い、え、お」とする。

⑥ 「くゑ、ぐゑ」は「け、げ」とする。

⑦ 長音については、ウ列長音はウ列の仮名に「う」を付け（例「優^{ゆう}」）、オ列長音はオ列の仮名に「う」を付け（例「入^{にち}」）、ウ列拗音の長音はイ列の仮名に「う」を付け（例「入^{にち}」）、オ列拗音の長音はイ列の仮名に「よう」を付けて（例「京^{きやう}」）表す。また、国語については、

⑧ 「ゐ、ゑ、を」は「い、え、お」とする。ただし、用言の活用語尾中の「ゐ、ゑ」は元のままとし（例「率^{りつ}ある」）、「ゑふ」（「酔」の「ゑ」）は「よ」とする。

⑨ ワ、イ、ウ、エ、オと発音する「は、ひ、ふ、へ、ほ」は「わ、い、う、え、お」とする。ただし、用言の活用語尾中の「は、ひ、ふ、へ」（例「洗^{せん}ふ」）、助詞の「は、へ、さへ」及び副詞の「なほ」は元のままとする。

⑩ オと発音する「ふ」は「お」とする。

⑪ 長音については、ア列の仮名に「ふ」「う」が付く場合とオ列の仮名に「ほ」が付く場合はオ列の仮名に「う」を付けて書き表し（例「扇^{あふぎ}」↓「扇^{あふぎ}」、「峠^{たけ}」↓「峠^{たけ}」、「通^{とほ}る」↓「通^{とほ}る」）、それ以